

7-3 学生の受け入れ

(この点検項目は、大学基準協会から、前回の「改善報告書の検討結果」により「大学院研究科博士後期課程の収容定員に対する充足率は、とくに法学研究科公法専攻では0.16と低いので、定員充足率の改善に向けた早急な対策と一層の努力が望まれる」について再度報告を求められている事項である。)

- A 群・大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性
- B 群・成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性
- A 群・他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況
- B 群・社会人学生の受け入れ状況
- A 群・収容定員に対する在籍学生数の比率および学生確保のための措置の適切性

本研究科は、従来、私法専攻と公法専攻の2つの専攻を設け、その主たる目的として、多くの他の法学研究科の場合と同様に、法学の専門研究者養成をかかげて大学院教育を行ってきた。しかし、実態としては研究科へ入学する学生の多くは研究者以外の目的を持っている。こうした実態に加えて、総じて恒常的に入学学生数とその定員を下回る状態にあった。

こうした点については、折にふれて問題とされ、『1999年度自己点検報告書(青山学院大学の現状と課題)』でも、本研究科の社会的使命のうえにたって、従来の研究者養成に重点をおいた本研究科の教育体制を見直し、現実の社会的要請に基づく社会人の積極的な受け入れと高度な技能を有する専門的職業人の養成をどのように進めていくかを大きな課題としていた。また、1999年の大学基準協会の助言では、定員の充足率改善が指摘されていた。こうした事情に加えて、とくに2004年度から新たな法曹養成の専門職大学院として法務研究科が開設されたことが、その問題に多大な影響を与えることになった。しかも、法務研究科の開設は、本研究科のあり方についての根本的な見直しとともに、具体的には法務研究科との関係におけるその目的や教育目標の再検討が不可避となっていた。

これらの状況を踏まえて本研究科では以下の点を確認した。

- ① 専門的職業人の養成を積極的な課題として位置づけ、研究者志望目的以外の学生のニーズに応える適切な教育の実施は本研究科の喫緊の課題である。
- ② 社会人を積極的に受け入れて、生涯教育を通じた「堅実な社会人」を育成していくことは本研究科の理念・目的からして大きな意義があるので、積極的に進めていく必要がある。

1) 入学状況

本研究科の実状についてこれをデーターによって確認すれば、それは次の通りである。

私法専攻・公法専攻の入学学生数

(博士前期課程)

	入学定員	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度
私法専攻	10	10	9	7	6	2	1
公法専攻	10	8	10	9	3	10	7
合計	20	18	19	16	9	12	8

(博士後期課程)

	入学定員	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度
私法専攻	2	0	0	0	0	0	0
公法専攻	2	0	0	1	0	1	1
合計	4	0	0	1	0	1	1

ビジネス法務専攻の入学学生数

ビジネス法務専攻の学生数は次の通りである。なお、ビジネス法務専攻の博士後期課程については、2006年3月に1年制コースの修士課程の修了生3名を送り出した段階であり、博士後期課程の入学者の実績はない。

(修士課程)

	入学定員	2005年度	2006年度
人事労務法務	/	20	12
知財法務		6	12
税法務		20	17
合計	40	46*	41**

標準修了年限は2年制であるが、修了年限が1年制及び3年制も認められている。

*印：上記人数のうち1年制が4名、3年制が4名である（なお、4月1日付け退学者1名を除く）。

**印：上記人数のうち1年制が3名で、3年制が5名である。

以上のように、新しい専攻として開設したビジネス法務専攻を別にすれば、確かに大学基準協会の助言において指摘されているように、従来の本研究科の私法専攻・公法専攻の学生定員充足率は低調であることは否定できない。

2) 問題点の改善の状況

こうした本研究科の問題について、どのように見直し、どのように改善を進めてきたかであるが、その経緯は以下の通りである。

本研究科の私法専攻・公法専攻の学生定員充足率の改善については、2000年度から、主として次の2つの措置がとられた。

- ① 博士前期課程における一般入試では専門科目2科目と語学1科目であったが、入試科目を専門2科目（うち1科目は語学で受験可能とする。なお、専攻によっては担当教員が語学を受験指定する場合もある）に改めた。
- ② 学内選抜試験における出願基準であるG.P.A.を3.0から2.8にしたこと。

これらの対応措置により、私法専攻・公法専攻の学生入学定員充足率には、一定の改善効果がみられた。

その後、2004年4月から法務研究科が開設された。法務研究科の開設は法学研究科に対して再び大きな影響を与えることになった。従来の法学研究科には、司法試験等の資格試験の受験を希望するかなり多くの学生が在籍していたからである。このため、前述の改善措置によって一旦はその入学定員充足率に一定の改善効果を見たのであったが、法務研究科の開設はそうした学生を法学研究科からその本来の目的に沿った法務研究科へとシフトさせる結果をもたらすこととなった。本研究科の私法専攻・公法専攻においては再びその定員充足率の低下が生じた。

こうした新たな事態に対応するために、本研究科では2003年7月にいち早く大学院改革プロジェクト

トチームを設けて検討を開始し、その検討結果の1つとして、本研究科の中に新たにおもに社会人を対象とした夜間大学院の専攻として法学とビジネスを架橋するビジネス法務専攻を設置することにした。その開設準備のために改革推進室が設置され、大学院改革プロジェクトチームのメンバーがその改革推進室のメンバーも兼ねて、その具体的な開設準備を担い推進することになった。また、この改革推進室は従来の本研究科の私法専攻・公法専攻についても引き続き時間をかけてそのあり方を含めてその改革を検討していくこととされた。改革推進室は、2006年3月に従来の本研究科を構成する私法専攻・公法専攻の改革に関する原則的方向の確認と改革に関する議論を整理した報告書をまとめて研究科長に提出し、研究科教授会で配付・説明を行った。2006年4月から、このような法学研究科改革は、改革推進室から法学研究科改革プロジェクトチームに引き継がれた。以上が、法学研究科改革のプロセスと経緯である。

一方、本学研究科博士後期課程においては、高度な専門的学術研究者その他の専門家を養成することを基本的目標として、より徹底したかたちの個人的指導により博士学位論文の作成に向けた研究指導体制がとられている。現在、この課程の在籍者数は3名である（「大学基礎データ」表18）。こうした本研究科における博士後期課程についても、博士前期課程の場合と同様に、むしろそれ以上に、その学生定員充足率の低さが問題となっている。もっとも、**博士後期課程の学生定員充足率の問題は、本研究科単独の問題にとどまらず、より基本的には博士後期課程への進学へのインセンティブという点では、その修了者を受け入れる社会的環境が整備されていないなどに起因している。**それは多くの大学の法学研究科に共通する問題でもある。そうした要因からすると、その改善は容易ではない。本研究科としてはその改善方策は試行錯誤の状態にあるといえる。

これに関連してさらに、本学大学院研究科全体の問題として博士号授与率の低さについても大学基準協会から参考意見が示されている。本研究科でもこの問題についての改善策が検討され、進学者の増加策や研究指導体制の充実といった対策を打ち出しているが、有効な具体的対応措置となっていないのが実状である。

3) 入学者選抜状況

本研究科で学修・研究するのに相応しい学生の受け入れのためには入試制度が重要である。この点、現行の本研究科の入試制度は次のような特徴を持っている。

私法専攻・公法専攻の場合には、秋と春の2回の一般入試ではA方式とB方式が設けられている。A方式では、第1次試験として論文試験を課し、専攻を希望する専門に関する分野とそれ以外の専門分野または外国語のうちから1科目を選択して、合計で2科目の受験を求めている。これに合格した者について第2次試験として面接試験が課されている。

これに対し、B方式では、第1次試験は専攻を希望する専門科目1科目の論文試験とあらかじめ提出を求められる加点要素申告書の審査によって行われ、その合格者に対して第2次試験の面接試験が課されている。

なお、一般入試は、当然のことながら本学の学部生以外の大学出身者の出願を認めている。

これらの方式の他に2回にわたる**社会人入試**も設けている。この試験では第1次試験として一定の書類審査を行い、その合格者に対して第2次試験の面接試験を課すものである。この場合、対象となる「社会人」として大学卒業者及びそれに準ずる所定の資格を有する者で、社会人経験が5年以上の者に加えて、大学卒業後5年以上経過した者で社会人経験があると自任する者も含めて対象者を広げている。

さらに、本学の学部卒業見込みの優秀な学生の受験インセンティブを高めるためにG.P.A.2.8以上の

学生に対し、面接試験による大学院入試も設けられている（**学内進学者選抜試験**）。

以上のように、本研究科における学生の受け入れについては、大学基準協会からその定員充足率についての助言を踏まえて、制度の改善措置が講じられ、多様な入試制度が導入された。こうした入試制度の改善措置が意図した効果をもたらすかどうかについて、今後、注意深く点検していく必要がある。とくに本学法学部から大学院への進学状況については、2003年度・2004年度・2005年度のデータをみるかぎり、本学大学院へはそれぞれ5名・11名・10名であるのに対し、他大学院へはそれぞれ19名・10名・22名となっている（その進学した大学院がどのような大学院なのかは明確ではないが、おそらくかなりの学生の進学先は法務研究科ではないかと推定される）（「大学基礎データ」表8）。これからすると、本学法学部の学生に対して、本研究科への進学する学生を増やすための方策を検討すると同時に、他大学院へ進学する学生をいかにして本研究科への進学へ引きつけるかといった現実的対応策も検討する必要があるかもしれない。

他方、**ビジネス法務専攻の入試**は主として**社会人を対象として3回に分けて行われている**。この場合の社会人は、大学卒業者またはそれに準ずる者で、社会人経験が3年以上ある者または3年以上の社会人経験があると自任する者とし、また、社会人に該当しない者であってもビジネス法務専攻の研究教育の趣旨を十分に理解できる者も含めて、その対象を広くしている。試験は、第1次試験は書類審査で行い、その合格者に対し第2次試験として面接試験を課している。

以上のように、**本研究科の各専攻の趣旨を踏まえてそれに相応しい学生の入学を図るべく、入試方法に工夫と多様化がはかられ、また、大学院での学修意欲のある社会人に広くその機会を与えるために社会人の範囲を広くする工夫がなされている**。こうした入試方法はその意味では適切なものといえる。さらに、2007年度入学者選抜より、本学の学部卒業見込みの成績優秀な学生のみならず、他大学の同様の学生に対しても、学部の成績がG.P.A.2.8以上であれば、面接試験による大学院入試の対象としたことは、開かれた公的学術機関としての大学院の制度趣旨からして適正な措置といえる。ただ、大学院の入試が多様化して入試制度が複雑化すれば、混乱を生じたり公正さに問題が生じかねないので、その効果を慎重に見極めながら、大学院入試制度をより公正で簡素なものに改善を図って行くことが課題となる。